

令和元年第4回竜王町議会定例会（第1号）

令和元年12月3日

午後1時00分開会

於 議 場

1 議 事 日 程（第1日）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第78号 竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第79号 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第80号 竜王町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例
- 日程第 6 議第81号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 7 議第82号 竜王町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議第83号 竜王町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議第84号 竜王町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議第85号 竜王町道路構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議第86号 竜王町給水条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議第87号 令和元年度竜王町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議第88号 令和元年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）
- 日程第14 議第89号 令和元年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議第90号 令和元年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議第91号 令和元年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議第92号 令和元年度竜王町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議第93号 平成30年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 議第94号 平成30年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘

- 定) 歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 0 議第 9 5 号 平成 3 0 年度竜王町国民健康保険事業特別会計 (施設勘定) 歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 1 議第 9 6 号 平成 3 0 年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 2 議第 9 7 号 平成 3 0 年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 3 議第 9 8 号 平成 3 0 年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 4 議第 9 9 号 八日市布引ライフ組合規約の変更につき議決を求めることについて
- 日程第 2 5 議員派遣について

2 会議に出席した議員（12名）

1番	森島芳男	2番	中村匡希
3番	福田優三	4番	鎌田勝治
5番	橘せつ子	6番	尾川幸左衛門
7番	大前セツ子	8番	澤田満夫
9番	磯部俊男	10番	貴多正幸
11番	岡山富男	12番	小西久次

3 会議に欠席した議員（なし）

4 会議録署名議員

3番	福田優三	4番	鎌田勝治
----	------	----	------

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	西田秀治	教育委員会教育長	甲津和寿
代表監査委員	吉田定男	監査委員	鎌田勝治
副町長	杼木栄司	総務主監	山添みゆき
住民福祉主監	奥浩市	産業建設主監	井口和人
会計管理者	小森久美子	総務課長	川嶋正明
未来創造課長	関司明德	税務課長	西川良浩
生活安全課長	寺嶋要	住民課長	森岡道友
福祉課長	間宮泰樹	健康推進課長	中原江理
発達支援課長	西村忠晃	農業振興課長	中山孝彦
商工観光課長	岩田宏之	建設計画課長	森徳男
上下水道課長	込山佳寛	教育次長兼 生涯学習課長	井口清幸
教育総務課長	町田啓司	学校教育課長	武久雅則

6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	知禿雅仁	書記	中野ゆかり
--------	------	----	-------

開会 午後1時00分

○議長（小西久次） 皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員数は12人であり
ます。よって、定足数に達していますので、これより令和元年第4回竜王町議会
定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申し出がございますので、これを認める
ことにいたします。

西田町長。

○町長（西田秀治） 皆さん、こんにちは。令和元年第4回竜王町議会定例会の開
会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和元年第4回竜王町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位
におかれましては、何かと御多用の中、御出席いただき厚く御礼を申し上げます。

ことしも残すところ後1カ月となり、何かと慌ただしい時期となってまいりま
した。町内を見渡しますと、各地の紅葉は見ごろを迎え、寒さも日を追って厳し
くなっているところでございます。

さて、この秋にはさまざまな催しが行われました。10月14日には、ドラゴ
ンハットにおいて「まるごと竜王産！スキヤキプロジェクトin竜王町産業フェ
ア」が開催され、町内外から訪れた約5,000人の来場者で大変にぎわいまし
た。会場には33のグルメ・特産品販売ブースと16社の企業ブースが設けられ、
それぞれの技術や製品、特産物を身近に感じてもらえるよい機会となったところ
でございます。

また、11月1日から4日にかけて、竜王町公民館などにおきまして第3
9回竜王町文化祭が開催され、高校生による華やかなパフォーマンスやステージ
における演出、そして昔遊びや近江牛講談、子ども将棋大会などが行われ、世代
を問わずさまざまな来場者がイベントを楽しまれ、大変盛り上がり、次の世代に
伝統文化を継承し、新しい文化芸術を創造するというテーマにふさわしい文化祭
となったところでございます。

このような町民の皆様を巻き込んだ、町民の皆様とともに行う取り組みが地域
経済を活性化させるに当たって必要不可欠なものであると考えておりますので、
議員各位におかれましても、引き続きさまざまなお立場からの御協力を賜りませ
うようお願いいたします。

さて、本定例会におきましては、条例案件9件、補正予算案件6件、決算案件
6件、その他案件1件を上程させていただきます。

慎重なる御審議を賜り、適切な御結論をいただけますようお願い申し上げ、開
会に当たりましての御挨拶とします。どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（小西久次） これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に、専決処分報告書及び議会諸般報告書、並びに竜王町議会会
議規則第126条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろし
くお願いいたします。なお、説明は省略いたしますので御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小西久次） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

竜王町議会会議規則第125条の規定により、3番 福田優三議員、4番 鎌  
田勝治議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（小西久次） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月25日までの23日間といたしたいと思
いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本
日から12月25日までの23日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により
会議を進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 議第78号 竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関す  
る条例の一部を改正する条例

日程第 4 議第79号 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議第80号 竜王町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条  
例

日程第 6 議第81号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施  
行に伴う関係条例の整備に関する条例

- 日程第 7 議第 8 2 号 竜王町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する  
条例
- 日程第 8 議第 8 3 号 竜王町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議第 8 4 号 竜王町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議第 8 5 号 竜王町道路構造に関する技術的基準を定める条例の一部を  
改正する条例
- 日程第 11 議第 8 6 号 竜王町給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議第 8 7 号 令和元年度竜王町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 13 議第 8 8 号 令和元年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）  
補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議第 8 9 号 令和元年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第 1  
号）
- 日程第 15 議第 9 0 号 令和元年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 議第 9 1 号 令和元年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1  
号）
- 日程第 17 議第 9 2 号 令和元年度竜王町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 18 議第 9 3 号 平成 3 0 年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 19 議第 9 4 号 平成 3 0 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘  
定）歳入歳出決算認定について
- 日程第 20 議第 9 5 号 平成 3 0 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘  
定）歳入歳出決算認定について
- 日程第 21 議第 9 6 号 平成 3 0 年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認  
定について
- 日程第 22 議第 9 7 号 平成 3 0 年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- 日程第 23 議第 9 8 号 平成 3 0 年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
認定について
- 日程第 24 議第 9 9 号 八日市布引ライフ組合規約の変更につき議決を求めること  
について

○議長（小西久次） 日程第 3 議第 7 8 号、竜王町特別職の職員で常勤のもの  
の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例から、日程第 2 4 議第 9 9  
号、八日市布引ライフ組合規約の変更につき議決を求めることについてまでの 2

2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

**○町長（西田秀治）** ただいま一括上程いただきました議第78号から議第92号までの15議案につきまして、順を追って提案理由を申し上げます。

まず、議第78号、竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、本年8月7日の人事院勧告において、「民間給与との較差を埋めるため、給料表の水準を引き上げ、ボーナスを0.05月分引き上げる」等の内容が勧告され、国においても特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第52号）が令和元年11月22日に公布されたことに加えて、竜王町職員の給与に関する条例の一部改正を提案すること等に鑑み、特別職の職員の期末手当の支給割合を改正するため、一部改正を行うものです。

次に、議第79号、竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、本年8月7日の人事院勧告において、「民間給与との較差を埋めるため、給料表の水準を引き上げ、ボーナスを0.05月分引き上げる」等の内容が勧告され、国においても一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第51号）が令和元年11月22日に公布されましたので、これらに鑑み、一部改正を行うものです。

次に、議第80号、竜王町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が平成29年5月17日に公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、地方公共団体における臨時・非常勤職員制度の運用について抜本的に見直されることとなりました。この法改正により、臨時・非常勤職員制度の統一的な取り扱いを定め、適切な運用を確保することを目的に会計年度任用職員制度を導入することとなり、当該職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項について、条例により定める必要があるため制定するものです。

次に、議第81号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が平成29年5月17日に公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、地方公共団体における臨時・非常勤職員制度の運用について抜本的に見直されることとなりました。

この法改正により、特別職非常勤職員の任用の厳格化及び臨時・非常勤職員制度の統一的な取り扱いを目的として会計年度任用職員制度を導入することに伴い、関係条例に所要の規定の整備を行う必要があるため条例を制定するものです。

次に、議第82号、竜王町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号）が令和元年6月7日に公布され、阪神・淡路大震災に被災し、災害援護資金を借りた方々の高齢化や自治体の債権管理コストの課題に対応することに伴い、償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払い猶予に関して同法に準拠し、条例の一部を改正するものです。

次に、議第83号、竜王町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、道路法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第102号）が令和元年9月27日に公布され、道路占用料について消費税率の引き上げ及び固定資産税評価額の評価替え等を踏まえた額の改定が行われるため、条例の一部を改正するものです。

次に、議第84号、竜王町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例につきましては、開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令（令和元年国土交通省令第35号）が令和元年9月27日に公布され、また、滋賀県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例（令和元年滋賀県条例第40号）が平成31年3月22日に公布されたことに伴い額の改定が行われるため、それらに準拠し条例の一部を改正するものです。

次に、議第85号、竜王町道路構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第10条第1項の規定に基づき、滋賀県が策定する自転車活用推進計画の中で、自転車通行空間の整備を推進することと定められており、これを実現するため、滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例において、自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の幅員基準について縮小することが可能となる規定等が制定されました。これにより、幅員の狭い道路であっても自転車専用道路等を設けることが可能となったこと等により、本町においても同様に規定するため条例の一部を改正するものです。

次に、議第86号、竜王町給水条例の一部を改正する条例につきましては、水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）が平成30年12月12日に公布、令和元年10月1日に施行され、指定給水装置工事事業者制度に5年

ごとの更新制が導入されたところです。これに伴い、更新手数料の項目を追加し、あわせて新規手数料の額が県下統一となったため条例の一部を改正するものです。

次に、議第87号、令和元年度竜王町一般会計補正予算（第4号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第4号）までの歳入歳出予算額が、65億8,114万5,000円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ4,151万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億2,266万円とさせていただくものでございます。

今回の補正予算の主なものといたしましては、歳出予算におきまして、消防用設備等に係る総合庁舎修繕費、受診件数及び医療費の増加に係る福祉医療扶助費、学童保育所における給排水設備等の修繕、2025年の開校を指しております竜王小学校の整備に係る竜王小学校整備基本構想策定業務委託料、公民館別館の解体工事、また、人事院勧告等に係る人件費等の追加、または増額でございます。

歳入予算におきましては、総合運動公園の長寿命化対策に係る国庫支出金の交付決定額に合わせた減額、福祉医療扶助費における小中学生の医療費無償化の増加分に対して、その財源とするため、未来につなぐふるさと交産基金繰入金を増額、また、後期高齢者医療負担金等返還金の増額等でございます。

繰越明許費につきましては、令和元年度末までに完了できない見込みとなっております事業を、翌年度へ繰り越しするもの等でございます。

債務負担行為補正につきましては、来年度事業を円滑に進めるため、令和元年度中に事務処理を行う必要がある事業について追加するものでございます。

地方債補正につきましては、総合運動公園の長寿命化対策に係る公園整備事業債の増額等でございます。

次に、議第88号、令和元年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が5,220万円でございます。今回、この総額のうち、歳入について49万1,000円の組み替えをさせていただくものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳入予算におきまして、後期高齢者の保健事業に積極的に取り組んだ昨年度の実績に対し、後期高齢者医療特別会計に滋賀県後期高齢者医療広域連合から保険者努力支援制度交付金が交付されます。この交付金を後期高齢者医療特別会計から受けますので繰入金として増額し、その分、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に、議第89号、令和元年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算額が5,900万円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ42万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,942万9,000円とするものでございます。

今回の補正予算の内容といたしましては、歳入におきまして、中学校の生徒数等の実態に合わせ給食費負担金を29万1,000円減額するもの、また、前年度決算に伴う繰越金の確定により、繰越金を72万円増額するものでございます。歳出におきましては、これらを合わせました歳入の増額に対しまして、給食資材費を42万9,000円増額するものでございます。

次に、議第90号、令和元年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの歳入歳出予算額が、9億9,658万6,000円でございます。今回、その総額に歳入歳出それぞれ1,869万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,528万4,000円とするものでございます。

今回の補正予算の主な内容につきまして、歳出におきましては、今年度の執行見込みにより不足します介護予防サービス給付費150万円、高額医療合算介護サービス費101万円、また、償還金（過年度分介護給付費交付金等返還金分）1,558万8,000円のそれぞれ増額でございます。歳入におきましては、歳出で増額いたしましたサービス給付費及びサービス費へのルール分の負担として保険料、国庫支出金、県支出金、繰入金のそれぞれ増額、また、繰越金については歳出の介護給付費交付金等の償還金1,558万8,000円の増額に対する財源として、同額を増額するものでございます。

次に、議第91号、令和元年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算額が1億620万円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ49万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億669万1,000円とするものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳入予算におきまして、後期高齢者の保健事業に積極的に取り組んだ昨年度の実績に対し、滋賀県後期高齢者医療広域連合から保険者努力支援制度交付金が交付される分について歳入の増額補正を行い、歳入で受けた交付金を、竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）へ繰り出

す分について歳出の増額補正を行うものでございます。

次に、議第92号、令和元年度竜王町下水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、3条予算における収益的収支について、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの収益的支出予定額が5億1,145万9,000円でございます。今回、この総額に25万4,000円を追加し、5億1,171万3,000円とするものでございます。

今回の補正予算の内容といたしましては、農村下水道使用料の見直しに向け、上下水道事業運営委員会を4回開催する見込みでございますので、それに係る委員報酬について増額するものでございます。

以上、議第78号から議第92号までの15議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、議第87号につきましては、詳細を担当課長より説明させていただきますので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○議長（小西久次）** 川嶋総務課長。

**○総務課長（川嶋正明）** ただいま、町長から議第87号、令和元年度竜王町一般会計補正予算（第4号）について提案理由の説明があったところでございますが、さらにその内容について、お手元配付の提出議案説明資料63ページの、令和元年度12月補正予算概要により説明させていただきます。

今回の補正予算の主なものといたしまして、中段の（2）歳出補正予算の主なものから説明をさせていただきます。

まず、議長交際費といたしまして3万2,000円の増額につきましては、例年以上に慶弔が重なっており、今後の見込みも考慮し、増額するものでございます。

次に、町長交際費といたしまして5万円の増額につきましては、こちらも先ほどと同様に、例年以上に慶弔が重なっており、今後の見込みも考慮し、増額するものでございます。

次に、総合庁舎修繕費といたしまして93万2,000円の増額でございますが、まず、消防用設備点検において非常口誘導灯6カ所について、経年劣化により面がくすんで見えないとの不備指摘があった部分の修繕と煙感知器及び防火とびらの修繕による63万5,000円の増額、また、窓口においてプライバシー保護に配慮した、窓口カウンターの修繕による29万7,000円を増額するものでございます。

次に、自立支援給付事業（補装具扶助費）の160万円の増額につきましては、補装具費支給件数の増加によるものでございます。

次に、福祉医療扶助費といたしまして352万8,000円の増額につきましては、受診件数および医療費が増加傾向にあることから今後の見込みも考慮し、増額するものでございます。

次に、介護保険特別会計繰出金といたしまして38万7,000円の増額につきましては、介護保険特別会計の増額によるルール分の繰出金の増額となります。

次に、放課後児童健全育成事業（修繕費）といたしまして120万円の増額につきましては、現在、利用可能教室を学童保育所として共同利用している竜王小学校の教室を令和2年度から専用利用することとなったため、給排水設備等の修繕工事を行うため増額するものでございます。

次に、県営日野川土地改良事業負担金といたしまして30万8,000円の増額につきましては、県営かんがい排水事業において、県の執行計画の見直しに伴い増額するものでございます。

次に、東近江行政組合消防負担金といたしまして173万3,000円の増額につきましては、常備消防の運営等に係る負担金でございますが、消防費の基準額の確定に伴う精算により増額するものでございます。

次に、竜王小学校整備基本構想策定業務委託料といたしまして316万8,000円の追加につきましては、2025年の開校を目指しております竜王小学校の整備について、教育施設の今後のあり方検討を踏まえ、理念と基本目標の検討、校舎やグラウンド等の施設配置のゾーニング、インフラとのつながり、通学路、通学バス等の動線の検討についての構想を策定し、基本計画策定へとつなげるため追加するものでございます。

次に、竜王中学校管理用備品といたしまして173万6,000円の増額につきましては、竜王中学校において令和2年度に60名の生徒が増加見込みであるため、机、椅子が不足することから増額するものでございます。

次に、公民館別館解体工事監理業務委託料42万4,000円、公民館別館解体工事1,064万円の追加につきましては、青年団事務所として使用しておりました公民館別館について、10月に完了しました解体設計業務をもとに解体工事を実施するため、追加するものでございます。

次に、生涯スポーツ推進事業（東京2020オリンピック聖火リレー関係）といたしまして86万7,000円の増額につきましては、資料64ページに移り

まして、東京2020オリンピック聖火リレーの開催に向けたPRチラシの作成費、スタッフTシャツに係る被服費、また、警備員について各市町でそれぞれ確保することが困難なことから、滋賀県で一括委託されることに対する実行委員会への負担金について増額するものでございます。

最後に、人件費補正といたしましては、当初予算編成時から現時点の人員配置に合わせて予算を付け替えたこと、また、職員手当等につきまして、これまでの執行状況を踏まえた今後の見込みにより不足が見込まれる分について、さらに、先ほど町長から人事院勧告に係る条例改正について説明させていただきましたが、この改正による人件費の補正も含めた966万6,000円を増額するものでございます。

次に歳入でございますが、再び資料63ページに戻っていただき、上段の(1)歳入補正予算の主なものから御説明いたします。

まず、国庫支出金について、障害者自立支援給付費負担金80万円の増額は、自立支援給付事業（補装具扶助費）の増額、また、社会資本整備総合交付金（総合運動公園長寿命化）1,200万円の減額は、ドラゴンハットの長寿命化対策に係る国庫支出金の交付決定額に合わせるものでございます。

次に、県支出金について、障害者自立支援給付費負担金40万円の増額は、先ほど同様、自立支援給付事業（補装具扶助費）の増額によるものです。

次に、繰入金・諸収入について、未来につなぐふるさと交産基金繰入金209万8,000円の増額につきましては、先ほど歳出で申し上げました福祉医療扶助費のうち、小中学生の医療費無償化分についての財源とするものでございます。また、社会福祉費雑入（後期高齢者医療負担金等返還金）1,138万9,000円の増額につきましては、平成30年度市町村負担金の精算に伴う返還金でございます。

次に、町債について、基幹水利施設保全管理事業債（県営土地改良事業）30万円の増額につきましては、県営日野川土地改良事業負担金の増額分について当該起債を財源とするものでございます。また、公園整備事業債（総合運動公園長寿命化）900万円の増額につきましては、ドラゴンハットの長寿命化対策に係る国庫支出金の交付決定額に合わせ、当該起債を財源とするものでございます。公共施設等適正管理推進事業債（道路等長寿命化）180万円の増額につきましては、道路等の長寿命化事業のうち、側溝擁壁等の修繕に係る事業について起債対象額の決定通知がありましたことから、それに合わせ増額するものでござい

す。

最後に、繰越金について、今回の補正に係る一般財源所要額 2,637万7,000円について、前年度繰越金を増額するものでございます。

続きまして、繰越明許費でございますが、資料64ページの(3)繰越明許費から御説明いたします。

まず、農林公園施設管理事業1億2,457万6,000円につきましては、アグリパーク竜王の直売所増築工事において、東京オリンピックの関係等により資材が市場で不足状態となっており、工事発注から入手までに時間を要するため、令和元年度末までに完了できない見込みとなっておりますことから、翌年度へ繰越をし、工期を来年度に延長するものです。

また、防災情報通信設備整備事業4億円につきましては、竜王町防災行政情報システム整備工事は、来年度の完成に向けて現在も執行中ですが、工事費の支払いについては最終完了した次年度において行う契約となりましたので、予算額について翌年度へ繰り越しをするものです。

続きまして、(4)債務負担行為補正(追加)でございますが、来年度における業務の実施に向けて円滑な事業の実施を図るため、今年度中に契約等に係る事務処理を行う必要があることから、それぞれ追加するものでございます。このうち、上から2つ目の広報りゅうおう印刷業務については3カ年、また、下から2つ目の竜王町立図書館コンピュータシステム利用料につきましては、5カ年の契約業務でございます。

続きまして、(5)地方債補正(変更)でございますが、先ほど歳入の町債で説明いたしましたとおり、3つの地方債について増額変更するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議第87号、令和元年度竜王町一般会計補正予算(第4号)の概要を申し上げ説明といたします。よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

**○議長(小西久次)** 西田町長。

**○町長(西田秀治)** 続きまして、議第93号から議第98号までの6議案につきまして提案理由を申し上げます。

議第93号、平成30年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について、議第94号、平成30年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について、議第95号、平成30年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)歳入歳出決算認定について、議第96号、平成30年度竜王町学校給食

事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第97号、平成30年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についておよび議第98号、平成30年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての6議案につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、町監査委員による決算審査を終えていただきましたので、同条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

以上、議第93号から議第98号までの6議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、詳細につきましては、会計管理者から説明をさせていただきますので、よろしく審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

**○議長（小西久次）** 小森会計管理者。

**○会計管理者（小森久美子）** ただいま、町長から提案理由の説明がありました議第93号から議第98号までの6議案につきましては、平成30年度の一般会計、ならびに各特別会計のそれぞれの決算について、地方自治法第233条第1項および地方自治法施行令第166条、ならびに同法施行規則第16条および第16条の2の規定により調製をいたしましたもので、その決算概要につきまして、御説明いたします。

お手元に決算報告書をお届けいたしておりますので、これを中心にして、御説明いたします。

まず、議第93号平成30年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明いたします。

決算報告書の1ページをごらんいただきたいと思います。

一般会計の決算額は、歳入総額が61億5,665万362円、歳出総額が59億5,731万9,414円となり、歳入歳出差引額は、1億9,933万948円となりました。ここから、翌年度に繰り越した事業に要する財源、3,200万4,000円を差し引きますと、実質収支額は、1億6,732万6,948円の黒字となります。

また、平成29年度の実質収支額であります1億9,725万8,858円を差し引きますと、単年度収支額は、2,993万1,910円の赤字となります。さらに、単年度収支額に財政調整基金への積立金1億463万1,937円を加えた実質単年度収支額は、7,470万27円の黒字となりました。

平成30年度の歳入の財源構成状況、歳出の目的別、ならびに性質別構成状況

を図示いたしますと、135ページから139ページの円グラフのようになります。

134ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入の財源構成状況でございますが、自主財源が73.4%、依存財源が26.6%となっており、平成29年度は、自主財源が67.8%、依存財源が32.2%でありました。前年度と比較しますと、自主財源の額が率にして9.7%減少いたしました。

歳入総額では、前年度に比べて12億1,844万3,919円の減少で、率にして16.5%の減となりました。

前年度と比較して大きく変動のありました科目や、特色あるものについてその要因等を見てみますと、自主財源のうち、財産収入についてでございますが、総額831万1,979円となり、前年度と比較いたしますと、率にして96.9%減少しています。大きな要因は、前年度は、小口地先および須恵地先の町有地を売り払ったことにより、不動産売払収入について2億6,097万9,888円の収入があったことによるものです。

繰入金といたしましては、未来につなぐふるさと交産基金1億2,400万951円の繰り入れを行いました。前年度と比較すると6,570万8,951円増加する結果となりました。

諸収入は1億257万6,918円で、前年度は竜王インター周辺地区整備協力金として4億476万5,143円の収入があり、前年度と比較しますと、3億8,775万283円の減少となりました。

次に、依存財源では、地方交付税が3,907万5,000円となり、平成30年度は普通交付税が不交付となったことにより、前年度と比較して2億8,424万2,000円の減少となりました。

県支出金については、総額4億9,378万3,431円、前年度と比べ1億3,612万4,848円の減額となりました。

主な補助金として、福祉医療費補助金が2,043万8,376円、畜産競争力強化対策整備事業費補助金が5,585万円、基幹水利施設管理事業補助金が2,925万6,000円、世代をつなぐ農村まるごと保全向上活動支援交付金が2,953万2,055円であります。

町債については、1億9,340万円の借り入れを行い、前年度と比較すると3億1,843万1,000円減少しました。

以上のように、活用できる財源を最大限に確保し、住民皆様へのサービス向上と健全な財政運営を両輪に、事業遂行に努めました。

次に、歳出につきまして、136ページから説明をさせていただきます。

歳出総額では、前年度に比べて10億9,591万1,009円の減少、率にして15.5%の減となりました。

歳出の構成比を目的別に見てみますと、主なものとして、民生費が26.9%、総務費が13.5%、土木費が12.7%、教育費が11.0%となっております。

この中で、対前年度比較で増減の著しいものについて御説明いたします。金額については、1,000円単位でございます。

総務費につきましては、5,070万2,000円、率にして6.7%増加しておりますが、主なものは、ふるさと納税推進費、コミュニティ助成事業および総合庁舎維持修繕事業の増等でございます。

民生費につきましては、3,453万9,000円、率にして2.2%増加しておりますが、主なものは自立支援給付事業や福祉医療費助成事業の増等でございます。

農林水産業費は1億6,876万円、率にして32.3%の減で、畜産競争力強化対策整備事業費や日野川流域土地改良区負担金の減額等によるものです。

教育費は4,414万9,000円、率にして6.3%の減で、竜王西小学校校舎周辺沈下改修工事や竜王西小学校プール改修工事の減額等によるものです。

諸支出金は9億4,685万8,000円、率にして69.5%の減で、各種基金(財政調整基金、減債基金、公共施設維持管理基金等)への積立金が減少したことによるものです。

次に、138ページの性質別の構成比で見えますと、義務的経費である人件費が20.7%、扶助費が14.7%、公債費が7.5%となっております。また、投資的経費では、普通建設事業費が7.6%、災害復旧事業費が0.1%、その他経費については、物件費が15.0%、維持補修費が0.3%、補助費等が20.4%、積立金が4.5%、繰出金が9.2%となっております。義務的経費は、全体の42.9%を占めており、2,234万2,000円の増になっております。特に扶助費の増加割合が高く、平成29年10月から実施している小中学生の医療費無償化などの福祉医療費助成事業や保育所運営費、自立支援給付費などの増加によるものです。次に投資的経費は7.7%を占めており、2億

2, 709万円の減となっています。これは、普通建設事業について、畜産競争力強化対策整備事業や竜王インター周辺地区整備費が減少したこと等によるものです。また、その他経費は、49.4%を占めており、8億9,116万3,000円の減となっております。これについては、積立金が前年度に比べ10億9,284万4,000円減少したことが主な要因です。

なお、決算の具体的内容につきましては、歳入は、決算報告書の1ページから8ページに、款別に順を追って記載しておりますので、説明を省略させていただきます。

歳出につきましては、決算報告書の9ページから133ページにわたり、各所管別、予算科目順に事務事業の内容と事業の成果表をあわせて列記しておりますので、御披見いただきますようお願いいたします。なお、説明は省略させていただきます。

また、決算書の145ページから148ページには公有財産の土地及び建物の平成30年度中の増減、ならびに年度末現在高を、また、149ページからは山林、物権、出資による権利の状況を、さらに150ページから151ページには50万円以上の重要物品を、152ページから154ページには基金の年度末現在高をそれぞれ記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

なお、土地開発基金および用品等調達基金のそれぞれの運用状況につきましては、別冊の調書をお届けいたしておりますので、あわせて御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、平成30年度一般会計の決算概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第94号、平成30年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明いたします。

決算報告書の140ページをごらんいただきたいと思います。

平成30年度の竜王町国民健康保険における被保険者数等については、被保険者の数が前年度に比べ1.9%の減少となりました。また、退職被保険者数については67.7%の減少となりました。被保険者の異動状況といたしましては、大きな制度改正もなかったことから、おおむね平年並みの異動件数となりました。

竜王町の居住者全体から見た国民健康保険事業への加入割合では、世帯数は32.4%、被保険者数は20.2%となっています。国民健康保険制度改革により、平成30年度から滋賀県が県内市町国保の財政運営主体となったことで、国

民健康保険税で集めるべき額が医療費の増減に影響されなくなりましたが、保険給付費が年々増加傾向にあり、引き続き医療費の動向を見定め、保健事業の充実も含め適正運営に努めなければなりません。

決算収支の状況は、歳入総額が13億8,929万5,232円、歳出総額が13億6,158万8,828円で、歳入歳出差引額は2,770万6,404円となりまして、実質収支額も同額となっております。ここから前年度の実質収支額1億1,606万47円を差し引きますと、単年度収支額は、8,835万3,643円の赤字となります。

歳入の主なものといたしましては、決算書159ページ、款5の国民健康保険税が2億6,550万5,305円、160ページ、款25の県支出金9億3,166万9,950円、161ページ、款40の繰入金は、7,240万554円でございます。

次に、歳出の主なものといたしましては、167ページ、款10の保険給付費が8億9,990万6,437円、169ページ、款17の国民健康保険事業費納付金が3億2,389万4,245円、次に170ページ、款25の保健事業費が1,515万4,034円で、特定健診受診率向上啓発と健康指導や疾病の早期発見など健康づくりに取り組んだものです。171ページ、款40の諸支出金が1,525万1,519円は、主に療養給付費等負担金精算返還金等でございます。

なお、国保の加入世帯数および被保険者数等につきましては、決算報告書の140ページに記載いたしておりますので、御披見いただきたいと思います。また、決算書の175ページに、財産に関する調書を添付いたしておりますので、あわせて御参照いただきたいと思います。

以上、簡単ですが、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第95号、平成30年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明いたします。

決算報告書は、148ページからでございます。

まず、医科診療所における決算収支でございますが、歳入総額が754万6,241円、歳出総額が676万9,415円で、歳入歳出差引額は77万6,826円となりまして、実質収支額も同額となっております。ここから前年度の実質収支額77万7,816円を差し引きますと、単年度収支額は990円の赤字

となります。

歳入の主なものといたしましては、決算書の181ページ、款20の財産収入は36万7,404円であります。款25繰入金として、財政調整基金640万1,000円を繰り入れしております。款30繰越金として、77万7,816円でありました。

歳出では、183ページの款5総務費670万7,084円でありまして、医療施設設置者としての維持管理費および医科診療所指定管理料でございます。款15基金積立金として、財政調整基金積立金が6万2,331円でございます。

以上が簡単でございますが、医科の内容でございます。

次に、決算報告書の150ページ、歯科診療所における決算収支につきまして御説明申し上げます。

歳入総額が5,882万4,454円、歳出総額が5,364万3,533円で、歳入歳出差引額は518万921円となりまして、実質収支額も同額となっております。ここから前年度の実質収支額342万1,611円を差し引きますと、単年度収支額は、175万9,310円の黒字となります。

歳入の主なものは、決算書の185ページ、款5診療収入の4,435万6,970円、186ページの款25の繰入金、125万9,000円でございます。

歳出では、188ページ、款5の総務費が4,259万1,556円で、人件費および施設の維持管理費などがございます。

次に、190ページの款10の医業費は、828万2,834円となっております。なお、受診状況は、決算報告書の151ページでございますが、年間受診件数は3,602件、年間外来者数は6,401人で、受診件数は減少し、外来者数は増加しました。さらに、年間診療収入も4,435万6,970円と増加しています。

決算書の194ページから196ページには、財産に関する調書を添付いたしておりますので御参照いただきたいと思います。

以上、国民健康保険事業特別会計（施設勘定）の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第96号、平成30年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書は、154ページからでございます。

御承知のとおり、学校給食は、成長期における園児・児童・生徒に栄養バランス

スのとれた食事を提供し、あわせて、望ましい食習慣の形成を図る重要な「食育」の実践の場と位置づけ、教育の一環として取り組んでおります。

決算収支の状況でございますが、歳入総額が6,022万4,547円、歳出総額が5,940万4,503円で、歳入歳出差引額は82万44円となりまして、実質収支額も同額となっております。

歳入でございますが、決算書は200ページでございます。主となる収入は給食費負担金でございます。決算額は5,958万3,893円でございます。

歳出につきましては、202ページで、給食材料費の決算額が5,940万4,503円でございます。その他は、パンの包装・加工の委託料等であります。

以上、簡単でございますが、学校給食事業特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第97号、平成30年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書は、157ページからでございます。

介護保険の第1号被保険者数は3,194人で、うち後期高齢者数は1,465人です。また、要介護・要支援認定者数は549人です。

決算収支の状況でございますが、歳入決算額が9億5,858万9,744円、歳出決算額が9億2,476万6,478円で、歳入歳出差引額は3,382万3,266円となりまして、実質収支額も同額となっております。ここから前年度の実質収支額2,162万9,316円を差し引いた単年度収支額は、1,219万3,950円の黒字となりました。

歳入の主なものといたしましては、決算書の208ページ、款5の保険料が2億3,852万1,355円、款15の国庫支出金が1億9,752万2,065円、209ページ、款20の支払基金交付金が2億4,034万8,446円、210ページ、款25の県支出金が1億3,585万4,900円、211ページ、款35の繰入金で1億2,421万8,704円でございます。

歳出の主なものといたしましては、決算書の215ページ、款10の保険給付費が8億5,716万9,882円でございます。また、219ページ、款11の地域支援事業費は、3,399万8,516円でございます。これは、地域包括支援センターの業務による介護予防事業等に要した費用でございます。223ページ、款20基金積立金として、介護給付費準備基金積立金が609万2,457円、款30諸支出金は1,903万371円で、そのうち、償還金1,88

4万4,611円は、主に介護給付費に係る精算で、国、県および支払基金にそれぞれ返還いたしました。

詳細につきましては、決算報告書の157ページから160ページに一般状況を、また、160ページの中ほど以降に経理状況を、それぞれ記載させていただいております。また、決算書の226ページに財産に関する調書を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、介護保険特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第98号、平成30年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書は、183ページからでございます。

後期高齢者医療制度は、開始から10年以上経過したことにより、円滑な制度運営を行うことができました。保険給付や保険料額の決定などは、滋賀県後期高齢者医療広域連合が担い、町においては、保険料徴収を行っておりますが、収納率は100%でありました。

決算収支の状況でございますが、歳入総額が1億973万6,009円、歳出総額が1億933万8,571円で、歳入歳出差引額は39万7,438円となりまして、実質収支額も同額となっております。

歳入の主なものは、決算書の230ページ、款5後期高齢者保険料が7,531万1,155円、款20の繰入金は2,590万7,089円で、そのうち、2,486万8,544円は、保険基盤安定にかかる繰入金でございます。

次に、歳出でございますが、決算書は233ページでございます。

款5の総務費が252万3,045円で、資格管理及び保険料徴収の事務費でございます。また、款10の後期高齢者医療広域連合納付金が1億20万8,492円で、被保険者から納付された保険料等を滋賀県後期高齢者医療広域連合に納付しているものです。

以上、後期高齢者医療特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

以上をもちまして、議第93号から議第98号までの6議案につきましての提案説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（小西久次）** この際、申し上げます。ここで午後2時35分まで暫時休憩

いたします。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時35分

**○議長（小西久次）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、ここで決算審査報告をお願いいたします。

吉田代表監査委員。

**○代表監査委員（吉田定男）** 平成30年度竜王町歳入歳出決算、ならびに竜王町土地開発基金等運用状況の審査結果について御報告申し上げます。

第1、審査の概要および第2、審査の結果については、お手元の意見書のとおりでございますので、第3、審査の意見を述べさせていただき、御報告とさせていただきます。

第3、審査の意見。平成30年度の竜王町歳入歳出決算、ならびに竜王町土地開発基金等の運用状況について審査を実施しました。

審査に当たり、諸帳簿の照合、計数の確認、ならびに各会計の予算執行状況について慎重に審査を行いました。

その結果、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。また、決算内容については、相対的に大きな不用額のある項目も見られましたが、ほぼ適正に運営されているものと見受けられました。また、審査を通じて、各部署の業務遂行への取り組みや各会計における経費節減に向けた努力を理解することができました。

一般会計は、歳入総額61億5,665万円、歳出総額59億5,731万9,000円でした。歳入歳出差引額は1億9,933万1,000円、実質単年度収支額は7,470万円の黒字決算となりました。

特別会計は、5会計合計で、歳入総額25億8,421万5,000円、歳出総額25億1,551万1,000円となり、歳入歳出差引額の総額は、6,870万4,000円の黒字となりました。

なお、町税や国民健康保険税等において滞納が依然として多い状況にあります。初期対応および滞納対応等を着実に実施され、収納率の向上を図られるよう期待します。

財務面から見ますと、一般会計の今年度の財政力指数が1.060となり、平成26年度以降、4年ぶりに普通交付税の不交付団体となりました。

一方、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は86.0%となり、前年度比8.8ポイントの大幅な悪化となりました。

平成26年度以降の推移を見ますと、経常経費に充当する一般財源の額が増加基調にあると言えます。町税等の経常一般財源の安定化および拡充が希求されますが、改めて歳出経費の各段の見直しが必要と考えます。

また、一般会計の町債残高が46億1,169万6,000円で、水道事業会計および下水道事業会計との3会計の合計残高が94億5,145万9,000円と、依然として多額となっています。引き続き町債残高の推移には、十分留意する必要があります。

事務面から見ますと、伺書の記入状況、引き継ぎ書の作成、課内会議や復命書等による情報の共有、備品管理や切手等現物管理等においては、ごく一部に不適切な対応もありますが、正しい事務処理に向けた兆しがあると感じました。

しかしながら、依然として不適切な事例があります。

個人情報に記載されている書類がカウンターの下に放置されている事例。町施設指定管理に係る基本協定書や指定管理料に係る年度協定書の締結日が伺書の決裁日からさかのぼり記載されている事例。契約関係の書類において、起案日、発送日、契約日、公印使用日が整合的な経過順序でない事例。町との委託契約において、前任の代表者名による契約締結の事例などがあります。加えるに、本年度表面化しました農村下水道使用料徴収問題は、規則に沿った事務処理がなされていない結果であると言えます。

については、個人情報における管理の重要性、契約行為における日付の重要性等をいま一度再確認の上、徹底するとともに、規則に沿った事務処理の励行を厳しく求めます。正しい事務処理が当然という職場文化へ戻るための取り組みを、大いに期待します。

最後に、行財政改革ならびに業務の効率化を図られ、住民福祉の向上に努められることを期待して、審査の意見とします。

**○議長（小西久次）** 引き続き、提案理由の説明を求めます。

西田町長。

**○町長（西田秀治）** 続きまして、議第99号、八日市布引ライフ組合規約の変更につき議決を求めることにつきましては、八日市布引ライフ組合を構成する東近江市、日野町、竜王町のうち、東近江市域の中の平成17年2月11日合併前の愛東町および湖東町区域から発生したし尿および浄化槽汚泥を、令和2年4月1日から八日市布引ライフ組合の処理施設へ搬入することになるに当たり、八日市布引ライフ組合が共同する事務の一部に係る関係市町区域を変更する必要がある

ことから、八日市布引ライフ組合規約の一部を変更することについて議決を求め  
るものです。

以上、提案理由を申し上げましたので、よろしく御審議を賜り、御承認いた  
だきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（小西久次） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 5 議員派遣について

○議長（小西久次） 日程第 2 5、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

竜王町議会会議規則第 1 2 6 条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派
遣することにいたしたいと思えます。

なお、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定いたしたいと思えますが、
これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、本件はそのように決定いた
しました。

なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長まで報告していただくようお願い
いたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 2 時 4 8 分